する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合においては、準耐火時間（主要構造部に要求される時間をいう。）を併せて記入してください。

⑦　６欄は、「建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、５欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。

⑧　７欄は、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の２第１号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準延焼防止建築物」（同条第２号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑨　８欄の「ハ」は、建築基準法施行令第２条第１項第８号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。

⑩　８欄の「ニ」は、建築基準法施行令第２条第１項第８号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。

⑪　10欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

⑫　11欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬　11欄の「ハ」は、建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑭　11欄の「ニ」は、建築基準法施行令第10条第１号又は第２号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入してください。また、11欄の「ホ」は、同条第１号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑮　11欄の「ヘ」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ニ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

（同法施行令第109条の３第１号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「準耐火建築物（ロ－２）」（同条第２号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「耐火構造建築物」（同法第27条第１項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）をいう。）、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。

（新設）

（新設）

⑦　６欄の「ハ」は、建築基準法施行令第２条第１項第８号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。

⑧　６欄の「ニ」は、建築基準法施行令第２条第１項第８号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。

⑨　８欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

⑩　９欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪　９欄の「ハ」は、建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑫　９欄の「ニ」は、建築基準法施行令第10条第１号又は第２号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入してください。また、９欄の「ホ」は、同条第１号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬　９欄の「ヘ」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては８欄の概要、９欄の「ニ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては９欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては８欄の概要及び９欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。